

## 上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 上士幌町におけるテレワーク環境を充実させることで、町内テレワーク施設の利用を促進し、新たな層の関係人口の創出・企業誘致並びに移住へつなげるため、町内にテレワークを実施するための施設（以下「テレワーク施設」という。）を整備する者に対し、予算の範囲内において上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年10月7日上士幌町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人及び個人事業主をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術の活用により、場所及び時間その他の制約にとられない柔軟な働き方をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の建物を活用して新たにテレワーク施設を整備する企業等又は既にテレワーク施設を整備している企業等であり、次のすべての要件を満たすもの
  - ア 町内に建物を新築又は建物を購入若しくは賃借していること。
  - イ 町税を滞納していないこと。
  - ウ テレワーク施設として3年以上運用することを誓約できること。
  - エ テレワーク施設の設置が、建築基準法等のその他の関係法令に違反しないこと。
- (2) テレワーク施設の提供を目的として町内の建物の整備を行い、前号イからエの要件を満たす町内の建物の所有者

2 前項の要件を満たす対象者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者又は当該企業等の構成員若しくは物件の所有者が上士幌町暴力団排除条例（平成25年3月6日上士幌町条例第9号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者である場合

- (2) 貸金業を行う者
- (3) 商品先物取引に関する事業を行う者
- (4) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
- (6) その他会長が不相当と認める者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費はテレワーク施設の整備に係る設計費、改修費及びテレワークに係る備品購入に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等を差し引いた額の4分の3以内の額とし、1テレワーク施設につき1,500万円を上限とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下この条において「申請者」という。）は、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請及び承認）

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した事業内容を変更又は中止しようとするときは、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に変更に係る関係書類を添えて会長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、事業の期間に変更が生じないもので、かつ、補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更の承

認の可否を決定し、その結果を上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金変更（中止）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の2分の1の額を限度として概算払をすることができる。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 概算払による補助金の交付を受けようとする交付決定者は、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金概算払請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 交付決定者は事業実施以降の年度において、会長の求めに応じて利用実績等を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた交付決定者は、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金交付請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の交付請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 会長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（2）第10条第1項の規定による審査の結果、交付することが適当でないと認めた場合

（3）事業を開始してから3年以内にテレワーク施設として活用しなくなった場合

（4）その他会長が不相当と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると会長が認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

3 会長は、第1項の規定により交付決定の取り消しをするときは、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

4 会長は、前項の規定により補助金の取り消しを行った場合において、既に当該取消し部分に係る補助金が交付されているときは、上士幌町民間テレワーク施設整備支援補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（目的外使用等の禁止）

第12条 交付決定者は、事業を開始してから3年以内においては、当該補助事業により整備したテレワーク施設を他の用途に転用し、又はその権利を譲渡してはならない。

（帳簿の保管）

第13条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。